

無料講習

労災保険実務講習会

～給付基礎日額(労災法第9条)と平均賃金(労基法第12条)～

主催：渋谷労働基準協会

(一社) 新宿労働基準協会

(一社) 池袋労働基準協会

労災保険では、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等は、原則として被災労働者の稼得能力によって給付額が異なります。

これは、労災保険が災害によって失われた稼得能力のてん補を目的とするため、具体的な保険給付額は「給付基礎日額」によって算出されます。給付基礎日額とは、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

日時	令和6年12月9日(月) 15:00～16:30 開場・受付開始 14:30		
場所	渋谷区立商工会館5階 第1会議室（裏面地図参照）		
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 給付基礎日額とはなんですか？◆ どのように算出するのですか？◆ 例外的に総日数から除外する賃金と日数がありますか？◆ 賃金総額に含めない賃金がありますか？◆ 平均賃金に相当する額を給付基礎日額にしないケースとは？◆ 最初に算出した給付基礎日額はずっと同じなのですか？◆ 給付基礎日額に最低保障額・最高限度額がありますか？◆ 労災保険特別加入者の給付基礎日額とは？◆ その他		
講師	渋谷労働基準監督署 労災第一課長		
受講料	無料	定員	50名
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。お申込みをいただきましたら、受講番号を付して、FAXにて返送いたしますので、当日、受付にお持ちください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ツツイハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721		
その他	この講習は、渋谷労働基準監督署の協力をいただいております。		

労災保険実務講習会 申込書 兼 受講票

令和6年12月9日(月)15:00~16:30 開場・受付開始 14:30

会員の別	○を付けてください。 渋谷・新宿・池袋・会員以外		
事業場名			
所在地	〒		
連絡担当者	部署	TEL	
	氏名	FAX	
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号	
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号	

返送 FAX 番号 : 6 4 1 6 - 3 7 2 1
(渋谷労働基準協会)

注 : ◆受付で受講番号をお申し出ください。

◆個人情報、本研修のため以外に使用することはありません。

《会場案内図》

渋谷区立商工会館5階第1会議室
渋谷区渋谷 1-12-5

